

事 務 連 絡
令和 7 年 9 月 4 日

兵庫県医師会長
兵庫県病院協会会長
兵庫県民間病院協会会長
兵庫県精神科病院協会会長
兵庫県歯科医師会長
兵庫県薬剤師会長
兵庫県看護協会会長
兵庫県助産師会長

様

兵庫県保健医療部疾病対策課長

個人防護具の配布の実施に係る照会について

この度、厚生労働省より、令和 7 年度においても個人防護具の配布を実施される旨の連絡がありました。

つきましては、配布を希望される病院・医療機関等は、下記により申請いただきますよう、貴会員へ周知方よろしくお願いいたします。

なお、申請にあたっては、下記 3 の注意事項を十分確認いただくとともに、申請期限後のキャンセル・数量変更はできませんので御留意願います。

記

1 申請方法 兵庫県簡易申請システムで申請

<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1756713651219>

QRコードは次ページに表示しています。（スマートフォンからもアクセス可能です）

2 申請期限 令和 7 年 9 月 18 日（木）17 時（厳守）

3 注意事項

○本配布の対象物資は、医療用（サージカル）マスク、アイソレーションガウン（不織布製）及び非滅菌手袋（※）となります。

※非滅菌手袋については、「素材（ニトリル、PVC、ハイブリッド）」及び「サイズ（S/M/L）」のどちらも選択可能です。

※商品の詳細については別紙「配送予定の個人防護具の例」のとおりです。

○希望数量に上限の設定はされていませんが、希望数量が今回の配布対象数量の上限に達する場合は、協定締結医療機関の希望数量を優先的に配布するものとし、その他の施設については抽選等で選出されます。そのため、希望があっても数量調整を行う場合や配布されない場合もありますのでご留意ください。

○各物資のメーカーについては指定できません。また、国の備蓄品の放出となるため、外装箱（段ボール箱）につぶれがある場合がありますが、良品という扱いで配布

されます。なお、出荷される物資は、使用推奨期限が令和8年度中に切れるものとなります。

- 配布については、今後必要となる数量を申請ください（医療用物資の保管スペース等も検討のうえ申請ください）。
- 今回、配布の希望があった医療機関においては、以下の点について同意いただいたものとして取り扱います。
 - （1）使用用途
 - ・配布された個人防護具については、当該施設が自ら使用すること。
 - （2）転売禁止のための実効性の担保
 - ・転売をする（した）ことが発覚した場合、当該配布先については、緊急配布を含めて、今後原則として配布を行わないこと。
- 申請された医療用物資については、厚生労働省から令和7年12月を目途に順次に配布され、令和8年3月頃を目処に配送完了予定とされています。なお、各医療機関等からの希望状況によっては、配送予定時期の変更（遅れ）が生じる場合があります。この期間中に転院、廃院等ご検討いただいている病院・医療機関等につきましては十分ご留意のうえご申請ください。

本件は厚生労働省が行っています。疑問等は別途Q&Aをご覧ください。

4 申請について（QRコード）



兵庫県保健医療部疾病対策課
感染症対策推進班
shinkou-kansen@pref.hyogo.lg.jp
TEL：078-362-3226（直通）